

## 同性パートナーへの法的保障を考えるための資料

血縁と婚姻を越えた関係に関する政策提言研究会 Rainbow Talk プロジェクト

2006年2月26日

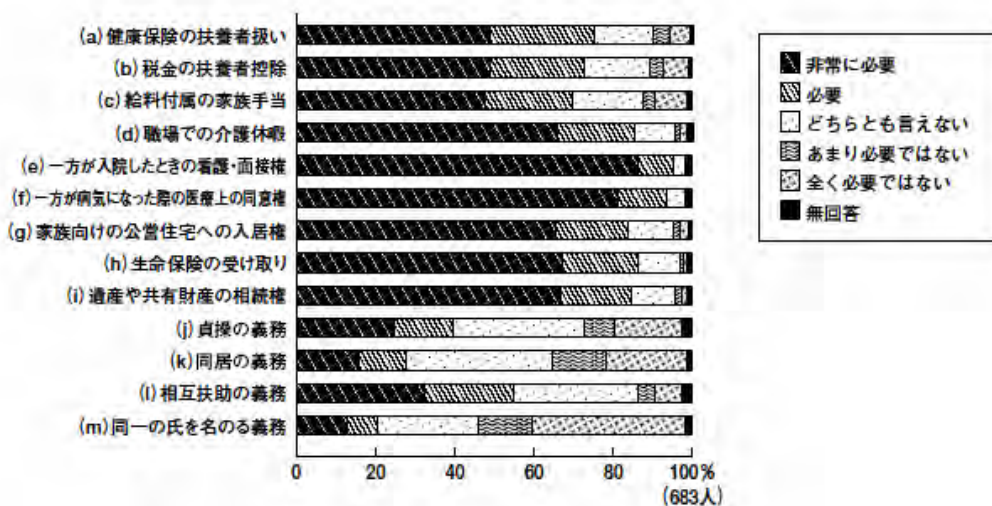
### 目次

- 1、当事者のニーズは？
  - 2、同性パートナーへの法的保障とは、具体的にどんな内容になるのか？
  - 3、日本の法制度上の論点
  - 4、世界の同性パートナーへの法的保障の状況(2006年2月現在)
  - 5、同性パートナーの問題を考えるための基本用語集
-

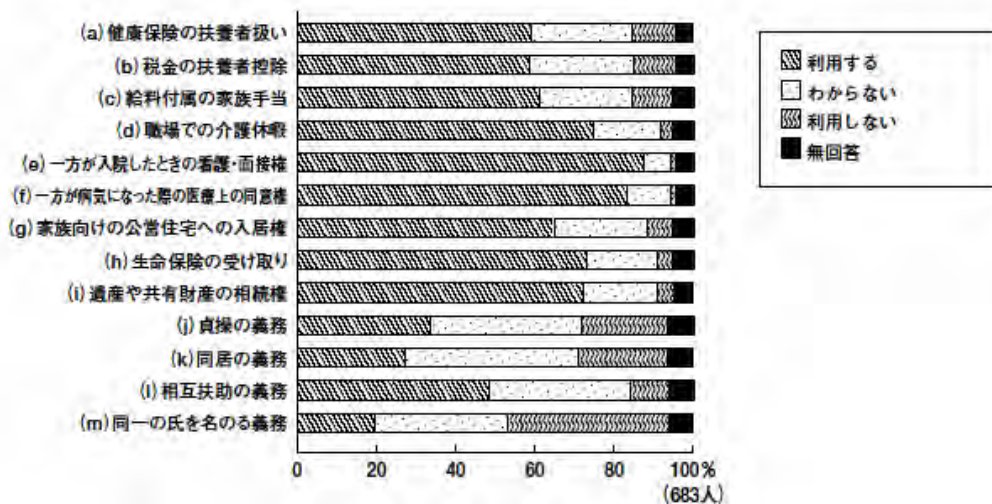
### 1、当事者のニーズは？

当事者のニーズを調べた資料としては、「血縁と婚姻を越えた関係に関する政策提言研究会（略称：政策研）」の有志（ニーズ調査プロジェクト）によって行われたアンケート調査がある。詳細は、政策研ホームページ <http://www.geocities.jp/seisakuken.jp/> 同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査 を参照のこと。

#### 以下のような制度は同性間のパートナーシップにも必要だと思いますか？



#### また、その制度があったらあなたは利用しますか？



## 2、同性パートナーへの法的保障とは、具体的にどんな内容になるのか？

同性パートナーの法的保障の手段としては、大きく、同性婚、パートナー制度、その他の手段の3通り考えられる(論点整理は次項参照)。同性婚であれば、現在の婚姻制度がほぼそのまま同性同士にも適用されると思われる。何らかのパートナー制度をつくることを考えると、日本の婚姻制度を元に考えると、以下のような例が考えられる。これはあくまで考えられる1例であるが、重要な論点が出てくるので、十分に議論を重ねる必要がある。

参考 渡邊泰彦「同性登録パートナーシップ試案」、大島俊之「なにわ法学研究所 WEB サイト」

### 第1 法律の名称

「登録パートナーシップ法」「生活共同体に関する法律」など

※以降、仮に、登録パートナーシップの名称を使う。

### 第2 法律の対象

A案 同性同士に限る。

B案 同性同士に限定せず、異性同士も対象とする。

※異性同士も対象にした場合、婚姻との区別をつけるために婚姻よりもその効果が制限される可能性がある。

### 第3 登録パートナーシップの成立

1 届出 (民法 739条～740条参照)

2 パートナーシップを形成しようとする意思(738条)

※これは婚姻と一緒に、これ以上簡単にはならないと思われる。届出をしない事実婚であれば、現在の異性同士の事実婚と同様に法的保護に制限がかかること(相続ができない等)、異性同士の事実婚以上にその証明が困難になることが予想される。

### 第4 登録パートナーシップの有効要件

#### 1 適齢

A案 男性については18歳、女性については16歳とする(731条)。ただし、未成年者については父母の同意を要する(737条)。

B案 男女共に18歳とする。

※現行のままであれば、女性同士なら16歳でも登録できるのに、男性同士なら18歳にならないと登録できないという不平等が発生する。成年年齢を18歳に引き下げて、同時に未成年の登録を否定するという考えもある。また、未成年者の登録に当たり、父母に差別的感情があつて同意を得ることが困難な場合は、家庭裁判所の審判により認めるという考えもある。

## 2 重複の禁止

配偶者あるいは登録パートナーを有する者は、別のパートナーシップ登録ができない。登録パートナーを有する者は、重ねて婚姻を締結することができない。(732条)。

※モノガミー(1対1)の原則を崩すことは、同性パートナーへの抵抗以上に大きな社会的な抵抗が予想される。

## 3 近親者間におけるパートナーシップ登録の禁止

- ① 直系血族間におけるパートナーシップ登録の禁止(734条)
- ② 直系姻族間におけるパートナーシップ登録の禁止(735条)。
- ③ 3親等内の傍系血族間におけるパートナーシップ登録の禁止(734条)。
- ④ 養親子間におけるパートナーシップ登録の禁止(736条)

A案 原則として、養親子関係の解消後も、元の養親子間における生活共同体の形成は禁止する。ただし、例外として、既存の養子縁組を無効とする家庭裁判所の審判を得た後に、生活共同体の形成を容認するための特別規定を置く。

B案 原則のみにとどめ、上のような例外を規定しない。

C案 そもそも、養親子間の登録を禁止しない。

※日本では、パートナーシップの法的保障として養子縁組をしている例がある。今までその他の手段でパートナーシップの法的保障が得られなかったことから、家庭裁判所の関与のもとに、例外的に生活共同体の形成を容認すべきであるとする考えがある。一方で、現在の婚姻における養親子間の婚姻禁止の規定自体が行き過ぎであり、廃止すべきという考えもある。

## 4 無効・取消し

上の要件を満たしていないパートナーシップ登録について無効・取消しの規定を置く(742条～749条)。

## 第5 生活共同体の効力

### 1 氏

- ① 同氏の原則(750条)

A案 パートナーシップ登録をするものは、どちらか片方の姓に統一する。

※同氏を名乗りたいと思う人からすれば、パートナーシップ登録で同氏を認めなければ養子縁組よりもメリットが少ないと捉えられる可能性がある。一方で、婚姻においても選択的別氏制度が導入されるのであれば、登録パートナーシップも同氏に限定する必要はない。ただし両制度の間に不平等が生じるのは問題がある。

B案 別姓の使用も可とする。

② 生存当事者の復氏(751条)

※原則として登録による氏を続称するとし、登録前の氏に復することも認められるべき。

2 同居・協力・扶助義務(752条)

※これらを目的としないなら効力を否定されるべきだという考えもある。

3 貞操義務

※現在の婚姻において、異性間の婚姻外の同性間の性行為は「性行為に類似した行為」という扱いで貞操義務違反にはならない。しかし、同性間のパートナーシップ登録において同性間の性行為を貞操義務違反とするのであれば、現在の婚姻においても同性間の性行為は貞操義務違反と扱わなければ矛盾が生じる。また、貞操の義務は、当事者への調査では非常にニーズが低いという結果がでていますが、この規定をおかしないと、パートナーシップ解消の原因として扱うことができない。

4 成年擬制(753条)

婚姻後は、未成年でも法律上は成年として扱う

※婚姻適齢参照。成年年齢を18歳に引き下げて、同時に未成年の登録を否定するという考えを採用するのであれば、この規定は不要。

5 当事者間の契約取消権(754条)

※婚姻と同様に厳しい限定のもとでのみ認めるべきという考え方と、そもそも婚姻にもこの条文は不要という考えがある。

6 姻族関係の発生

A案 生活共同体の成立によって、当事者の一方と相手方の血族との間に姻族関係が発生する。

B案 生活共同体の成立によっては、姻族関係は発生しない。

第6 登録パートナーシップの財産制

1 登録パートナーシップの財産関係(755条)

2 登録パートナーシップの財産制度に関する契約(756条～759条)

3 法定財産制

① 登録パートナーシップ費用の分担(760条)

② 日常家事債務についての連帯責任(761条)

③ 共有の推定など(762条)

※登録パートナーシップの財産制は、婚姻と同様とする。

## 第7 民法、その他の法律における登録パートナーシップの取扱い

1 相続分については、登録パートナーシップの当事者を配偶者とみなす。

※登録により関係性が立証されている登録パートナーシップでは、内縁・事実婚のように法定相続権を排除する必要はない。法定(配偶者)相続権は、生存配偶者の生活保障・潜在的持ち分の顕在化もしくは清算取得を根拠としており、これは登録パートナーシップにも当てはまるので、異性間の婚姻のみに認めることはできない。

2 遺留分については、登録パートナーシップの当事者を配偶者とみなす。

※登録パートナーに法定相続権を認め、被相続人に遺言自由を認めるならば、義務分としての遺留分が認められる必要がある。

3 養子縁組については、登録パートナーシップの当事者を配偶者とみなす。

※養子が未成年である場合には、子の福祉を優先させるべきである。パートナーの一方の子と他方との縁組については、否定するべきではない。

4 税法上、登録パートナーシップの当事者を配偶者とみなす。

5 社会保障法上、登録パートナーシップの当事者を配偶者とみなす。

6 その他、法律上、登録パートナーシップの当事者を配偶者とみなす。

## 第8 登録パートナーシップの解消

1 協議による解消

- ① 届出
- ② 登録パートナーシップを解消しようとする意思
- ③ 解消後の子の監護に関する事項の定め
- ④ 解消の無効・取消し

2 裁判による解消

- ① 具体的な解消原因(770条1項1～4号)

不貞行為 ※不貞行為の部分参照。

悪意の遺棄

3年間の生死不明

強度の精神病

- ② 抽象的な解消原因(770条1項5号)

登録パートナーシップを継続し難い重大な事由

※一定の別居期間のみを解消の要件とすることも考慮すべきという意見がある。

## 第9 登録パートナーシップの解消の効果

### 1 解消による復氏の原則(767条)

ただし、本人が希望する場合には、元の氏の続称も認める。

A案 登録パートナーシップの継続期間の一定の長さを要件とせずに、解消前の元の氏の続称を認める(767条2項)。

B案 登録パートナーシップの継続期間の一定(最長で7年)の長さを要件として、解消前の元の氏の続称を認める(816条2項は、養子縁組の場合について、7年間の継続を要件としている)。

※これらは同氏の原則を採用した場合に必要な項目。

### 2 財産分与(768条)

※原則として婚姻と同様に扱う。一方が家事労働に専念していれば、清算的要素、慰謝料的要素、扶養的要素について主婦と同様の扱いが必要と考えられる。

### 3 姻族関係の終了(728条)

※登録パートナーシップの成立によって、当事者の一方と相手方の血族との間に姻族関係が発生するとした場合には、登録パートナーシップの解消によって、姻族関係が終了する旨の規定を置く。

## 第10 登録パートナーシップと生殖補助医療

A案 登録パートナーシップの当事者による生殖補助医療は認めない。

B案 登録パートナーシップの当事者による生殖補助医療を認める。

### 3、日本の法制度上の論点

日本の法制度上の論点を大まかに整理すると、現時点では下表のようになる。これはあくまで大まかな論点整理であり、個別の権利や義務、社会保障等に関しても、ひとつひとつ議論を積み重ねる必要があると思われる。

比較表	①同性婚	②パートナー制度	③それ以外の方法
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異性同士と同性同士が制度上は平等の立場になる(※4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーとの生活上必要な諸権利を確保できる</li> <li>・同性婚よりは実現可能性が高い(※2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(社会保障等を世帯単位からシングル単位に見直すこと等で)ライフスタイルに中立な制度をつくることのできる可能性がある</li> <li>・養子縁組や公正証書なら、現在の法律の下で効力を持つ</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナー制度よりは実現可能性が低い(※1)</li> <li>・他国の例では、世論の抵抗がより強い</li> <li>・現在の婚姻制度の持つ問題点そのまま継承される(※3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻に準じた制度として、婚姻よりも低い水準の法的保障になる可能性がある(平等の原則からすれば問題がある ※4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の社会保障制度を根本から見直すのは非常に困難であり、1人のパートナーと暮らす人たちの生活上のニーズに応えられない可能性がある</li> <li>・養子縁組はその無効を訴えられることがある</li> <li>・公正証書には相続等の面で効力に限界がある</li> </ul>

※1 日本の婚姻制度は、憲法 24 条が元になっている。「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」。両性を両当事者と解釈することもできるという意見もあるが、通常は男性と女性と解釈されている。もし、この憲法を変更しようとするれば、「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」と、「国民投票等で、過半数の賛成」が必要。これは非常に高いハードルになると思われる。

※2 何からのパートナー制度であれば、そのための法律を作る必要がある。日本国憲法下では、国会が唯一の立法機関。法律を国会に提出する方法は、内閣から提出する方法と、議員から提案する方法がある(議員立法)。議員立法であれば、衆議院なら議員 20 人以上、参議院なら議員 10 人以上の賛成で提出が可能(国会法 第 56 条)。



※3 現在の婚姻制度には、様々な立場から批判がある。(戸籍の成り立ちから)家父長制への批判、女性差別の問題、部落差別の問題、婚外子差別の問題、夫婦別姓を認めていないことへの批判など。

※4 法の下での平等は、日本国憲法にうたわれているが(第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。)、日本には、まだはっきりと性的指向に基づく差別を禁止する法律はない。(マスコミ規制等の問題で廃案になった人権擁護法案には、性的指向による差別の禁止が記載されていた。)

#### 4、世界の同性パートナーへの法的保障の状況(2006年2月現在)

●婚姻、◎パートナーシップ法、○その他(判例、検討中など) 年号は原則として法案成立年  
※原典を確認できていない国もあります。もし間違い等を見つけたら、スタッフにお知らせ下さい。  
協力: ゲイジャパンニュース <http://gayjapannews.com/>

ヨーロッパ.....

- ◎デンマーク 1989年 登録パートナーシップ(Registered Partnership) 世界で初めて登録パートナーシップ法が成立、養子はできない
- ◎ノルウェー 1993年 登録パートナーシップ(Registered Partnership)
- ◎スウェーデン 1994年 登録パートナーシップ(Registered Partnership) 同性同士のみ
- ◎グリーンランド 1996年 デンマークの登録パートナーシップ法が施行
- ◎アイスランド 1996年 登録パートナーシップ(Registered Partnership) 同性同士のみ 婚姻関係にあるカップルに認められているのと同等の権利・義務 海外からの養子縁組不可
- ハンガリー 1996年 非登録の同棲制度(Unregistered Cohabitation) 異性同士も利用可能、制度を利用したいカップルは、地方自治体役の社会局に届出が必要 ハンガリー政府は民法改正に伴い、2007年より非登録の同棲制度を利用しているカップルに対し、現行法で認められている権利の拡大を検討(新制度については現在法案作成中)
- ◎フランス 1999年 民事連帯契約法 Civil Solidarity Pact Act (PACS) 登録の同棲制度、異性同士も利用可能、養子ができない、相続権がない等、婚姻より権利が限定されている
- ◎ドイツ 2000年 ライフパートナーシップ法(Life Partnerships Act) 同性同士のみ
- オランダ 2001年 婚姻 世界で初めての異性同士とまったく同じ婚姻制度、海外養子も可能
- ◎フィンランド 2001年 登録パートナーシップ(Registered Partnership)
- ポルトガル 2001年 非登録の同棲制度(Unregistered Cohabitation) 2年以上の交際関係に

ある異性同士と同様の権利が同性同士に付与 婚姻で付与される権利の大部分が認められていない

- リヒテンシュタイン 2002 年 法案留保状態 2001 年、地方自治体と地方政党により同性パートナーシップ法(Same-Sex Partnership Law)草案が作成されたが、2003 年に 5 票差で否決
  - ベルギー 2003 年 婚姻 異性同士と同様の婚姻制度(親権、養子縁組の規定に違いがある) 2005 年に下院議会が同性同士に養子縁組権を認める法案を可決
  - オーストリア 2003 年 非登録の同棲制度(Unregistered Cohabitation)同棲している同性パートナーに婚姻関係がない同棲している異性パートナーと同様の権利(判例)
  - クロアチア 2003 年 非登録の同棲制度(Unregistered Cohabitation) 3 年以上の交際関係にある同性同士に対し、未婚同棲中の異性同士に認められる相続権、経済的支援に関する権利などが付与される 同時に、性的指向に基づく差別を違法とする法律も制定された
  - クロアチア 2003 年 非登録の同棲制度(Unregistered Cohabitation)3 年以上の同性パートナーに婚姻関係がない同棲している異性パートナーと同様の権利
  - ◎イギリス 2004 年 登録パートナーシップ(Registered Partnership)としてシビル・パートナーシップ法が成立(施行は 2005 年)、追って養子縁組も可能になった
  - ◎ルクセンブルグ 2004 年 登録パートナーシップ(Registered Partnership) 異性同士も利用可
  - ◎イタリア 2004 年～2005 年 8 地域(タスカニー、ウンブリア、エミリア・ロマーニャ、カンパーニア、マルシェ、ヴェネト、プーリア、ラツィオ)で、フランスの PACS と同様の制度を導入
  - スペイン 2005 年 婚姻
- ※サパテロ首相の演説「これは、法律用語でできた無味乾燥な一節を単に法典に加えた、という話ではない。言葉の上では小さな変化かもしれないが、何千もの市民の生活にかかわる計り知れない変化をもたらすものだ。私たちは、遠くにいるよく知らない人たちのために法律を制定しているのではない。私たちの隣人や、同僚や、友人や、親族が幸福になる機会を拡大しようとしているのだ」
- ◎アンドラ 2005 年 登録の同棲制度(Registered Cohabitation) 異性同士も利用可能
  - ◎スロベニア 2005 年 登録同性パートナーシップ(Registered Same-Sex Partnership)
  - ◎スイス 2005 年(施行は 2007 年の予定) 登録パートナーシップ(Registered Partnership)同性同士のみ、養子はできない
  - チェコ共和国 2006 年 同性パートナーシップ法案を審議中(上院議会が可決するも、クラウス大統領が法案への署名拒否の見通し)
  - アイルランド 2006 年 国会で超党派委員会がパートナーシップ制度の合法化を提案中

参考:EU

2006 年 1 月 16 日、欧州議会は「ヨーロッパにおける同性愛嫌悪に関する決議」を可決した。可決決議は、EU における同性愛嫌悪と性的指向に基づく差別を強く非難し、EU 加盟国と将来の加盟国に対し性的指向に基づく差別の即時撤廃、性的指向に関係なく個人の人権を保障する

よう求めるもの。全文(日本語訳あり)はゲイジャパンニュースのホームページを参照  
([http://gayjapannews.com/article/Homophobia\\_in\\_Europe.htm](http://gayjapannews.com/article/Homophobia_in_Europe.htm))

北米.....

- アメリカ マサチューセッツ州 2004年に州最高裁が、同性婚を認めないのは州憲法違反であるとして180日以内の実現を指示し、04年から同性婚の登録が始まった
- ◎アメリカ メーン州 2004年、コネチカット州 2005年(シビルユニオン法 結婚とほぼ同等の権利・義務を付与)、ハワイ州 1998年、バーモント州 2000年、カリフォルニア州 2003年、ニュージャージー州 2003年(ドメスティック・パートナー法 結婚に含まれる権利・義務の一部を付与)
- ※2004年のアメリカ大統領選挙と同時に行われた住民投票で、11州で同性婚を禁止する州憲法修正案が承認された(アーカンソー、ジョージア、ケンタッキー、ミシガン、ミシシッピ、モンタナ、ノースダコタ、オハイオ、オレゴン、オクラホマ、ユタ)
- カナダ 婚姻 2005年 カナダ国籍でなくても、カナダ国内で有効な婚姻が可能

南米.....

- ◎アルゼンチン 2003年 ブエノス・アイレス、リオ・ネグロで、2年以上の交際関係にある同性同士に対し、個人間の契約という形で各自治州がシビルユニオン制度に基づく登録を認めた
- ◎ブラジル 2004年 リオ・グランジ・ド・スル州 登録パートナーシップ(Registered Partnership)

太平洋.....

- ◎オーストラリア タスマニア州 2003年 登録パートナーシップ(Registered Partnership)、ACT準州 2005年(施行予定は2006年) ニュージーランドのシビルユニオン法が基盤となった
- ◎ニュージーランド 2004年 登録パートナーシップ(Registered Partnership)としてのシビルユニオン法が成立

アフリカ.....

- 南アフリカ 2005年 最高裁判所が、同性カップルに結婚する権利を与えないのは憲法違反であるという判決を下し、議会に対して12ヶ月以内に婚姻法を改正するように命じた それまでに議会が改正をなさない場合、自動的に最高裁主導で法律が改正される

中東.....

- イスラエル 1994年 非登録の同棲制度(Unregistered Cohabitation) 制定から1996年までに配偶者控除、1998年以降寡婦・寡夫控除、2000年までに年金に関する権利、2001年までにパートナーが生物学上の親である場合に限りその子を養子縁組する権利が認められるようになった 裁判所は、同性カップルに更なる権利を認める判決を下す傾向にあり、政府は、異性愛カップルに認められる権利の全てを同性愛カップルにも認める方向で検討を進めている

参考：海外の同性婚等に対する日本の対応

## 1、ビザ発給上の問題

内縁・同性婚では家族滞在、又は日本人の配偶者等の在留資格は与えられない。これは、国籍を問わない。したがって外国籍同士の同性カップルであったとしても、日本では家族滞在の在留資格は得られない。

□法務省入国管理局「入国・在留審査要領」第12編 在留資格

p227 第25節 家族滞在 第1 該当範囲

3 「配偶者」には、内縁の者及び外国で有効に成立した同性婚による者は含まれない。

p266 第29節 永住者の配偶者等 第1 該当範囲

1 (注)同性婚に係る「配偶者」は、それが当事者間の国において有効に成立し得るものであっても、我が国において効力を生じ得ないものであるため、配偶者としては認めない。

## 2、海外でなら日本人も同性婚ができる？

2002年5月24日より、国際結婚の際に必要な「婚姻用件具備証明書」に婚姻の相手方の性別の記載欄が新たに設けられた。従来の様式には婚姻の相手方の性別記載欄がなく、外国で認められている同性婚に使用するために同証明書が取得される事例があった。このような同証明書の配布は、日本においても同性の婚姻が法律的障害もなく有効に成立するとの誤解を生ずるおそれがあるとされ、以下の通知が出された。この通知により、相手方の性別が同性の場合は、「婚姻用件具備証明書」が交付されないことになった。

□「戸籍実務六法」法務局で交付する婚姻用件具備証明書の様式について

平成14年5月24日法務省民一第一二七四号法務省民事局民事第一課長通知

カナダなら日本人同士でもカナダ国内で有効な同性婚ができるということで、すでにそれを仲介する旅行会社があるが、カナダは「婚姻用件具備証明書」の提出が不要な州があるため、その州でなら婚姻が可能。

## 5、同性パートナーの問題を考えるための基本用語集

※人によって使い方が異なる言葉もあるので、詳しくは書籍等をご覧ください。

性(セクシュアリティ)…各自が一番しっくりすると感じる性のあり方。性自認、性的指向等が含まれる概念。

性(セックス)…生まれつきの身体的な性。

性自認…自分の思う、あるいは、決めた性別。男女に限らない。

性的指向…どのような人に性的欲求を感じ、親密な関係を持ちたいと感じるかを指す概念。

ジェンダー…社会・文化面からみた性差。立ち居振る舞いや身だしなみ、性役割など。

性役割…社会から期待される役割。男女によってその役割は違い、近代社会はその役割分業を当たり前としている。生殖行為における男女の役割を意味するのではない。

性的(セクシュアル)マイノリティ…ジェンダーや身体の性における少数者のこと。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとってLGBTと総称されることもある。

レズビアン…女性同性愛者。性自認が女性寄りの人で、女性だと思われる人に性的指向が向く人。

ゲイ…男性同性愛者。性自認が男性寄りの人で、男性だと思われる人に性的指向が向く人。女性同性愛者を含めてゲイと呼ぶ場合もある。

バイセクシュアル…両性愛者。自分の性自認と同じ性別だと思われる人にも、異なる性別だと思われる人にも性的欲求を感じ、親密な関係を持ちたいと感じる人。又は、相手の性別にとらわれず性的欲求を感じ、親密な関係を持ちたいと感じる人。

トランスジェンダー(TG)…性別越境者。身体や戸籍の性、周囲の人が思う性と性自認が異なる人。もしくは、性別やジェンダー特に性役割にとらわれない生き方を選んだ人。

FTM…身体や戸籍の性、周囲の人が思う性が女性で、性自認は男性の人。

MTF…身体や戸籍の性、周囲の人が思う性が男性で、性自認は女性の人。

性同一性障害(GID)…身体の性に違和感のある人が医師の診断を受け、基準を満たした時に付く診断名。GID 特例法により、戸籍の性を望む性に変更することが出来るようになったが、性別適合手術(外性器の形状を望む性のもに変わる手術)が済んでいること、子どもがいないこと、現在婚姻していないこと等という厳しい要件がある。

ヘテロセクシュアル…自分の性自認と異なる性別だと思われる人に性的指向が向く人。

Aセクシュアル…性的欲求もしくは恋愛感情、恋愛欲求がない又は、薄い人。

Queer(クィア)…様々なセクシュアリティの総称。もとは「変態」という差別語を逆手にとって自称することで、ポジティブな意味を持たせた言葉。

クエスチョナー…混沌とした性の世界で、自らのセクシュアリティに名づけることを避ける人。

インターセックス…性染色体や性腺、内外性器などの身体の性が男女どちらの特徴も持つ、もしくはその特徴が未分化の人。

ポリガミー…複数の人と関係を持つ人、持とうとする考え。

モノガミー…1対1の関係を持つ人、持とうとする考え。

シングル単位…社会の単位を、世帯・カップル単位から個人単位に変換しようとする考え方。

性別2元論…性別には男女しかないとする考え方。

ホモフォビア(同性愛嫌悪)…同性愛者や同性同士の親密な関係に対して、恐怖感、嫌悪感を抱くこと。

強制異性愛社会…すべての人が異性愛者であることを前提に設計された社会のこと。

(同性愛者等に対する)ヘイトクライム…ホモフォビアによって引き起こされる暴力のこと。

以上